

新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び  
国民健康保険税の減免状況について

1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

(1) 支給状況

給与などの支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合において、労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

現在の申請件数等は次のとおりです。

(令和 5 年 5 月 17 日現在)

令和 4 年度分	申請受付件数	支給決定件数	不支給決定件数
国民健康保険	50	48	2

(2) 今後の国の財政支援について

国の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については財政支援を終了する旨の通知が令和 5 年 2 月 10 日付で厚生労働省よりありました。

傷病手当金の支給については、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第 2 弾」(令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民健康保険において傷病手当金を支給する区市町村等に対し、支給額の全額について国が特例的な財政支援を行う」との前提で開始した経緯を踏まえ、本市においても、令和 5 年 5 月 7 日までの間に感染した被用者に対し傷病手当金を支給することといたします。

2 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免状況について

(1) 申請等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、現在の申請件数等は次のとおりです。

(令和 5 年 5 月 17 日現在)

国民健康保険税 (世帯)				
	申請受付件数	減免決定件数	不承認件数	処理中件数
令和 4 年度分 (令和 3 年度相当分)	3	3	0	0
令和 4 年度分	70	61	9	0
計	73	64	9	0

(2) 今後の国の財政支援について

傷病手当金同様、国の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和 4 年度相当分の国民健康保険税までで財政支援が終了する旨の通知が令和 5 年 2 月 10 日付で厚生労働省よりありました。

国民健康保険税の減免については、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」との前提で開始した経緯を踏まえ、本市においても、令和 4 年度相当分までで新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の減免措置を終了することといたします。

以上